古賀市長 田辺一城

まん延防止等重点措置の延長を受けての市民団体等の活動について(令和4年2月21日 更新)

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、福岡県のまん延防止等重点措置が延長されます。 これを受けて、古賀市においても対策本部会議を開催し、これまでの方針を継続すると決 定しましたのでご承知おきください。

市民のみなさまにおかれましては、それぞれの行動が自らと大切な人を守り、ひいては 地域社会を守ることにつながることを意識していただき、引き続き感染防止策の徹底に取 り組みいただきますよう、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

記

## 1. まん延防止等重点措置の延長を受けての市民団体(※)の活動について

「公共施設の開館や貸出、市主催行事の原則開催を続ける」とする市の対処方針に基づき、市民団体におかれましても、<u>地域活動並びに地域の公民館・集会所の使用及び貸出を継続することについて引き続いてのご検討をお願いいたします。</u>大前提としてマスク着用や消毒など感染拡大防止策の徹底をお願いいたします。

## 2. まん延防止等重点措置適用の期間

2月21日から3月6日(予定)

※市民団体…市内に活動の拠点を置き、市民により自主的に構成された公益性のある活動 を行う団体(自治会、校区コミュニティ組織、NPO、ボランティア団体、 PTCA等を指します)。

## 【問い合わせ】

(行政区長・隣組長、自治会、校区コミュニティ、NPO、ボランティア団体に関して) 古賀市 総務部 まちづくり推進課 電話 092-942-1165

(地域の公民館(分館)に関して)古賀市 教育委員会 生涯学習推進課電話 092-944-1931